

## 平成 27 年度施策評価における一次政策評価の実施方針【教育委員会】

### 1 趣旨

北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、北海道教育委員会が行う平成 27 年度施策評価に関する実施方針を定める。

### 2 基本的な考え方

- (1) 平成 27 年度政策評価基本方針第 2 の 1 (5) の規定により、施策評価を実施する。
- (2) 施策評価に当たっては、新・北海道総合計画（以下「総合計画」という。）、知事公約及び北海道教育推進計画（改定版）を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や道民ニーズに適切に対応し、「成果志向」及び「選択と集中」の視点に立って、限られた行財政資源の有効活用と施策の重点的な展開を図るため、施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

### 3 評価の対象

総合計画、知事公約、北海道教育推進計画（改定版）等を踏まえた施策推進体系に掲げる施策及びこれに準じて整理した施策とする。

### 4 評価の単位

目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき整理された各課業務執行計画における施策を単位とする。

### 5 評価の視点

- ア 業務目標の達成状況
- イ 施策の緊急性・優先性

なお、評価の実施に当たっては、平成 27 年度施策評価における二次政策評価実施方針 4 (1) の重点点検施策を念頭に置いて行うとともに、教育行政執行上の重要課題への対応や事務事業評価との関連等について留意する。

### 6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、平成 27 年 8 月 1 日現在の進捗状況に基づき評価を実施する。

### 7 評価の実施方法

- (1) 本庁各課・参事（以下「各課」という。）は、施策評価調書（別紙様式）を作成し、8 月 16 日までに教育政策課に提出する。
- (2) 教育政策課は、各課が作成した調書を取りまとめ、8 月 28 日までに知事（総合政策部政策局）に提出する。

### 8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用を努めるものとする。

## 9 評価結果の反映

評価の結果については、重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画及び北海道教育推進計画（改定版）の推進管理等に適切に反映させるものとする。

## 10 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、評価の結果等）については、縦覧及び配付用資料の配付など、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努める。

## 11 政策評価の充実

P D C Aサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの充実に向けて、政策評価制度の改善・充実に努めるとともに、政策評価に関する研修機会の確保など職員の資質の向上に努める。

## 12 道民参加の推進

- (1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるように努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努める。
- (2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。

## 13 留意事項

評価に当たっては、企画・予算・組織を所管する課が連携を強化して実施する。

## 14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。